

～地域ブランド創出による、新たな付加価値を～

特徴ある魅力的な養父市の 產品を広く全国へ発信します！

養父市には、特徴ある農

④認定商品の特典／

産物や独特の伝統行事など、個性的・魅力的な地域資源が豊富にあります。氷ノ山、鉢伏山・妙見山など豊かな自然、大地が蓄えた豊富な水、歴史と技術が育んだ養父市の產品を地域ブランド推奨品として幅広く発信す

ることで、さらに地域の魅力を向上させ、地域経済の活性化を図ります。

○認定書を交付し、広く市内外に周知するため、マスコミ等への積極的な情報提供、市広報紙、ホームページ、推薦品パンフレット等への掲載など、各種媒体や機会を通じて広くPRします。

度に発注する建設工事や測量・建設コンサルタントなど

の業務委託、物品・役務の入札に参加するための資格審査申請（指名願）を次のとおり受け付けます。

【受付期間】

1月11日（金）～2月12日

（火）

※土・日曜日、祝日を除く。

【受付場所】

企画総務部財政課（本庁舎

2階）

午前9時～午後5時

【有効期間】

平成25年度～平成26年度（平

成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間）

【申請書類】

養父市様式（A4紙ファイ

ル長辺綴じ）

来性など、書類審査・プレゼンテーションおよび、食味審査等を行い、総合的に判断し決定します。

（☎ 664・0289）

産業環境部商工観光課

平成25・26年度

入札参加資格審査申請（指名願） を受け付けます

個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆さまへ
兵庫県と県内すべての市町は、連携して個人住民税の特別徴収を推進しています。

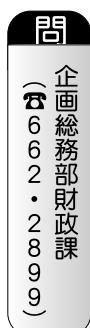
特別徴収とは、従業員の給与から個人住民税を天引きし、事業主が従業員に代わって、毎月、市町に納入しているただくものです。

◆この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行うすべての事業主（給与支払者）に義務づけられています。

◆特別徴収が不要なケースは法令で定められており、例えば、事業主の希望に応じて特別徴収を行う・行わないを決めるといったことはできません。

◆従業員にとつては、①年4回納める普通徴収に比べ、毎月の給与天引き（年12回払い）になるので1回あたりの納税額が少なくて済む、②直接金融機関に出向く手間がなくなります、③納付忘れを防げるといったメリットがあります。

▼お問い合わせ／企画総務部税務課（☎ 662・3164）



企画総務部財政課
(☎ 662・2899)

従業員の個人住民税は、
特別徴収で納めましょう！